動薬協会発113号
平成26年9月8日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員　各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
（ 公 印 省 略 ）

平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

２６消安第２８４１号
平成２６年９月４日

公益社団法人　日本動物用医薬品協会理事長　殿

農林水産省消費・安全局長

平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

写

２６消安第２８４１号
平成２６年９月４日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月１日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年９月６日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査、野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

近年、本病の散発的な発生が認められている中国、台湾、北朝鮮等での発生に加え、本年１月以降、韓国においては家きん及び野鳥において高病原性鳥インフルエンザの流行が確認されています。このような中、４月には我が国の家きん飼養農場では３年ぶりに、熊本県において高病原性鳥インフルエンザが発生したところです。本事案において確認されたウイルスは、近隣諸国での発生状況及び分子疫学的解析結果から、中国で複数のウイルスの遺伝子が再集合し、韓国を経由して我が国に侵入した可能性が高いと考えられます。

本病ウイルスは、海外から飛来する野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、さらに、その飛来ルートは複数存在すると指摘されていることから、このような近隣諸国の状況も鑑みれば、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場への本病のウイルスの侵入防止対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1　家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の３の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙１の飼養衛生管理チェック表に基づき確認するとともに、適切に飼養衛生管理を実施するよう指導すること。なお、飼養衛生管理に係る確認の際には、必ず１名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式１により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙２のとおりとする）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第２の２の（２）の①の立入検査に代えることができるものとする。

2　野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、多くの農場でその存在が確認されており、ウイルスを持ち込む可能性が指摘されている。これらのことを踏まえ、１の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

3　早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の２第１項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を行うこと等についても改めて指導すること。

4　的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記３の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第４の規定に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の本病の発生に備え、防疫指針第２の２の（８）の市町村、関係機関及び関係団体との連携体

制の整備について改めて確認すること。

5 本病に関する情報の共有について

防疫指針第２の１の（１）の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられ、動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関、関係団体等に周知すること。

6 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第３の２の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、強化モニタリングの実施に当たっては、階層別無作為抽出の徹底を含め適切に検査対象農場を選定すること。

また、モニタリングで実施するエライザ法については、非特異反応が頻繁に起こるとの指摘があり、その原因の一つとして検査の実施方法が不適切であることが挙げられていることから、エライザ法を実施する際には、改めて、検査手順書及び使用機器の取扱説明書の確認を行い、検査の精度管理に努めること。

7 野鳥のサーベイランスの実施について

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第３の５の（２）に基づき、野鳥のサーベイランス検査を適切に実施すること。

家きん農場の飼養衛生管理チェック表（平成26年度）

	チェック項目		評価
第一	家畜防疫に関する最新情報の把握		／
1	自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□	
第二	衛生管理区域の設定		／
2	(1) 衛生管理区域を設定している。		
	(2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。		
第三	衛生管理区域への病原体の持込みの防止		／
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。		
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。		
	(2) 入場車両の消毒を常時行っている。		
	(3) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。（※）		
	(4) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。（※）		
5	(1) 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。		
	(2) 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	□	
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	□	
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。	□	
	(3) 更衣前の衣服は、更衣後の専用の衣服等で完全に覆われている。（※）		
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去１週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□	
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□	
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去２月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□	
第四	野生動物等からの病原体の侵入防止		／
10	(1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
	(2) 給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
	(3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
11	飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。	□	
12	(1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※）		
	(2) 防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。	□	
	(3) 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。	□	
	(4) 防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）		
13	(1) 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。	□	
	(2) 家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。		
第五	衛生管理区域の衛生状態の確保		／
14	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□	
15	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	□	
16	家きんを適切な密度で飼養している。		

第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
17 飼養する家きんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。	
18 飼養する家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。 □	
19 毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。 □	
20 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入家きんの健康状態を確認後、家きんを導入している。	
(2) 導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。	
21 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。 □	
第七 埋却等の準備	
22 埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。	
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管	
23 (1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。（※）	
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、１年間保存している。 □	
第九 大規模所有者に関する追加措置	
24 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
25 従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。	

注１　□のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定（定期の報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注２　評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注３　※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式１－１の指導には当たりません。

（別紙２）

家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認・報告について

１　目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

２　対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。

３　確認の方法

別紙１の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、確認の際には、必ず１名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

４　報告の方法

様式１－１及び１－２による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。ただし、本年４月１日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができる。

５　報告の期限

平成26年11月28日（金）

※ 飼養衛生管理の確認及び指導は、報告期限までに終了すること。

６　その他

（１）上記４により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。

（２）行政手続法に基づく指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の５の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の６第１項の規定による勧告）等を検討すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

（都道府県名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式１－１）

（単位：戸）

		農場数（①＋②＋③）	①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数			③未確認の農場数（※１）	（※１）未確認の農場の調査実施時期及び指導中の農場の改善見込み時期
					うち、改善済	うち、指導中		
鶏（採卵用）	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
鶏（肉用）	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
鶏（卵用種鶏）	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
鶏（肉用種鶏）	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
あひる	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
うずら	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
きじ	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
ほろほろ鳥	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
七面鳥	1,000羽以上							
	100～1,000羽未満							
だちょう	１０羽以上							
	計	0	0	0	0	0	0	

注１　鶏については、飼養形態（卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏）ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。

注２　平成25年４月以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

改善指導内容

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式1-2）

（単位:戸）

項目		鶏（採卵用）				鶏（肉用）				鶏（卵用種鶏）				鶏（肉用種鶏）				あひる				うずら				きじ				ほろほろ鳥				七面鳥				だちょう	
		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		1,000≦		100-1,000		10≦	
		○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●
1	防疫に関する情報の把握																																						
2	(1) 衛生管理区域の設定																																						
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																																						
3	人・車両の入場制限																																						
4	(1) 車両用消毒薬の常設																																						
	(2) 車両消毒の実施																																						
	(3) 排せつ物運搬時の車両消毒（※）																																						
	(4) 排せつ物運搬時の飛散防止対策（※）																																						
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設																																						
	(2) 立入者の消毒の実施																																						
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用																																						
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用																																						
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用（※）																																						
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限																																						
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																																						
9	海外使用物品の持ち込み制限																																						
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策																																						
	(2) 給水施設への排泄物混入防止対策																																						
	(3) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																																						
11	飲用に適した水の給与																																						
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策（※）																																						
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策																																						
	(3) 侵入対策設備の破損箇所の定期的確認及び修繕																																						
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策（※）																																						
13	(1) 家きん舎の破損箇所の修繕																																						
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除																																						
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒																																						
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒																																						
16	適切な密度での飼養																																						
17	家畜保健衛生所への連絡体制の確保																																						
18	家きんの異状時の獣医師の診療・指導																																						
19	毎日の家きんの健康観察																																						
20	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認																																						
	(2) 導入家きんの隔離の実施																																						
21	移動前の健康状態の確認																																						
22	埋却・焼却・化製処理の準備																																						
23	(1) 立入時の記帳等の周知（※）																																						
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管																																						
24	獣医師による定期指導																																						
25	従業員による通報体制の確保																																						
立入農場数																																							

注1　様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください。（うち、○は改善済、●は指導中）

注2　立入農場数は、各畜種・用途ごとに様式1-1の農場数（①+②）を入力してください。

注3　※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なもの。なお、この項目の指導は様式1-1の指導には当たりません。

環自野発第 1409041 号
平成 26 年 9 月 4 日

農林水産省　消費・安全局長　殿

環境省自然環境局長
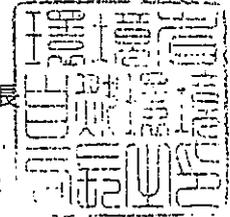
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成２０年度に作成し、平成２３年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛て通知しましたので、貴職におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及び関係機関への周知に御配慮を賜りますようよろしくお願いします。

環自野発第 1409041 号
平成 26 年 9 月 4 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長　殿

環境省自然環境局
野生生物課長
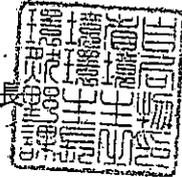
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。
さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。
つきましては、平成２０年度に作成し、平成２３年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしくお願いします。
また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありましたので、御了知の上、適切な対応につき、よろしくお願い申し上げます。

記

１．野鳥におけるサーベイランスの実施について
対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

２．高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて
鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

３．関係機関及び関係部局との連携について
対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

４．感染予防対策について
中国においては、鳥インフルエンザ A（H7N9）の人への感染が確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。